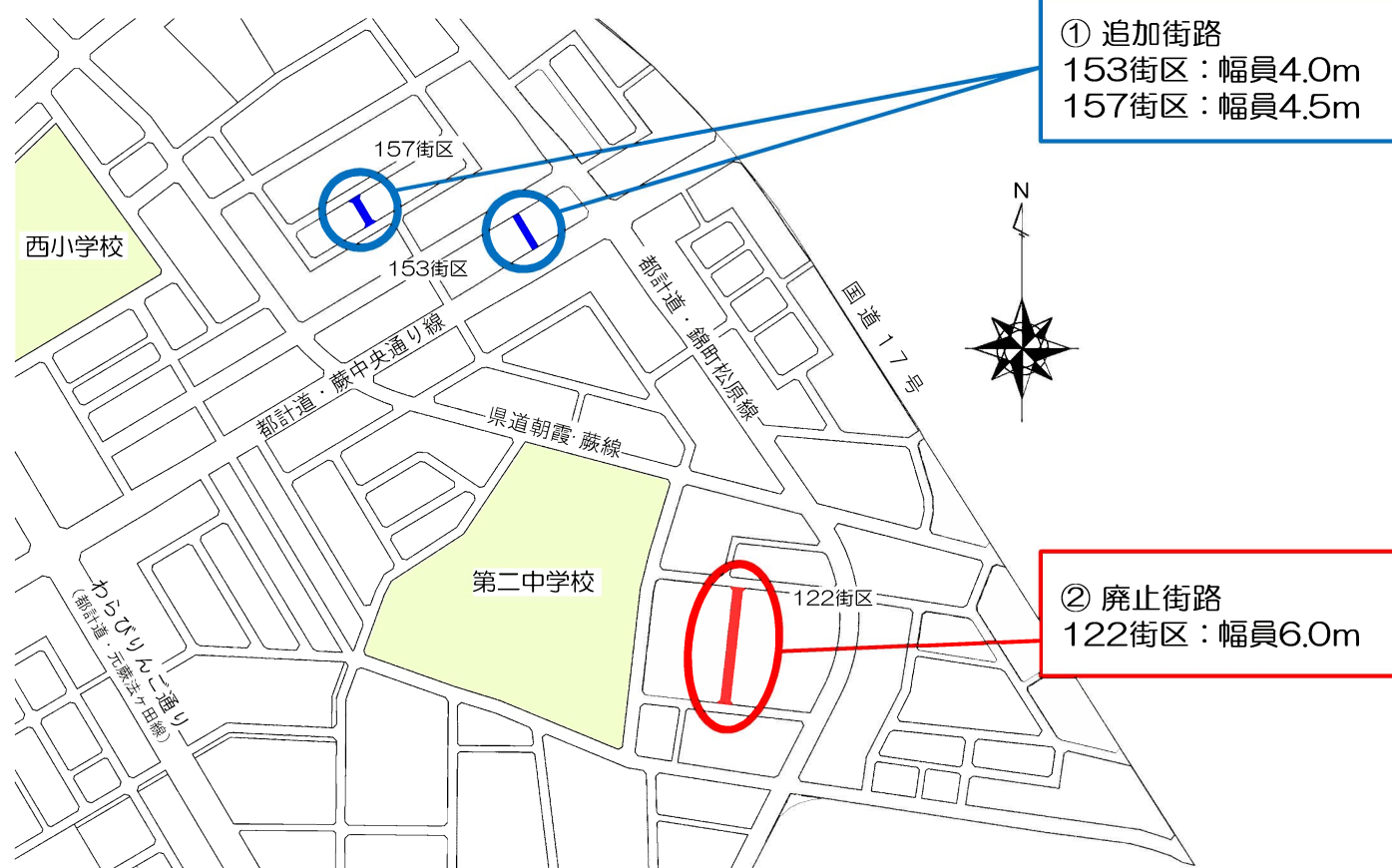


区画街路の変更について

錦町土地区画整理事業の進捗に伴い、①今後の事業推進のため区画街路の2路線の追加、及び②蕨市立病院の建設に伴い区画街路の1路線を廃止することになりました。なお、区画街路の変更には土地区画整理事業の事業計画変更が必要となるため、県や国との協議や図書の縦覧等を行います。詳しい日程は決まり次第、ホームページ等でお知らせします。



あとがき

この『錦町区画整理だより』は、施行区域内の関係権利者全戸へ配布しています。今後も皆様のお役に立てるように内容の充実に努めていきますので、ご意見、ご要望等がありましたら、「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。

区画整理事業に関するお問い合わせ先

錦町土地区画整理事業
ホームページ



土地・境界確認に関すること	→	区画整理課・計画換地係	048(433)7720
建物等移転に関すること	→	区画整理課・移転係	048(433)7721
道路等工事に関すること	→	区画整理課・工事係	048(433)7717

発行：蕨市都市整備部区画整理課（蕨市中央5丁目14番15号）

E-mail：kukaku@city.warabi.saitama.jp

錦町区画整理だより

はじめに

初夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

錦町地区では、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、土地区画整理事業を進めています。

この事業に対し、日頃より皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げますとともに、今後もより一層の事業推進に努めてまいります。

さて、今回の区画整理だよりでは、事業の進捗状況、令和7年度の事業計画等について、お知らせします。

事業の進みぐあい

～令和7年3月31日現在～

◇ 仮換地の指定状況	87.5%
◇ 建物の移転状況	71.9%
実施済戸数（全体1,535戸）	1,103戸
◇ 宅地・道路等の整備状況	67.8%
整備済面積（全体85.1ha）	57.7ha



令和7年度事業計画について

建物移転について

今年度予定の24戸に加え、国の令和6年度補正予算を活用した継続分などの8戸を合わせた合計32戸の建物移転を予定しています。関係権利者の方には担当者が説明にお伺いしますので、よろしくお願いします。

道路整備等の工事について

道路の整備は、都市計画道路錦町松原線の整備工事のほか、建物移転箇所を中心に街路築造工事を予定しています。

仮換地指定について

将来の土地の位置や形状を決定する“仮換地指定”は、今後も関係権利者の皆様と協議を進め、協議が成立したところから、仮換地の指定を行います。

**令和7年度の建物移転予定箇所、
及び今後の事業予定について**

今年度の建物移転は、で囲まれた箇所を中心に32戸を予定しています。

 太線より  斜線側は、今後概ね5年間で建物移転の完了をめざすエリアを示しています。関係権利者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、建物の表示が無く、区画が整然となっている部分は、既に移転が完了したところです。

都市計画道路の整備について

今年度の都市計画道路の整備は、で囲まれた錦町松原線の延長約130mの路床改良工事を行います。

仮換地の境界確認について

土地区画整理事業では、施行区域内の仮換地について事業期間中は、隣地境界や道路境界等を施行者である蕨市が管理しています。仮換地の建築行為等で境界杭の確認が必要な場合は、市が境界杭の点検等を行いますので、土地の所有者の方ご本人が事前に「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。なお、境界杭の確認依頼を受けてから測量作業の実施までには、2週間程度の期間が必要となりますので、早めの依頼をお願いします。

特に、宅地内でブロック塀等の外構工事を行う時に、境界杭の点検を行わず、境界が未確認の状態で施工された場合、境界のずれ等により、隣地や道路へ越境してしまう恐れがありますので、建築工事着工前に必ず境界杭の点検を受けて下さい。また、施行期間中の境界杭の明示については、木杭等で行っているため、点検した境界杭は移動、破損等しない様に保護してください。

